

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 3 月 23 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600263 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600112 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 18 年 12 月 12 日の標準賞与額に係る記録を 50 万円とすることが必要である。

平成 18 年 12 月 12 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 12 月 12 日

A 社から育児休業期間中である平成 18 年 12 月 12 日に賞与が支給されていたが、会社が届出を忘れていたため、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっている。当該標準賞与額について、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された「2006 年 12 月度賞与明細」(写) 及び同社の陳述により、請求者は、平成 18 年 12 月 12 日に同社から 50 万円の賞与を支給されていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中 (平成 18 年 * 月 * 日から平成 19 年 * 月 * 日まで) に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申し出を行ったことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、事業主が請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したことにより、当該期間は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、社会保険庁長官 (当時) に申し出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない旨定められていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細 (写) における賞与額から、50 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600264号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600114号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月12日の標準賞与額に係る記録を68万7,000円とすることが必要である。

平成18年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月12日

A社から育児休業期間中である平成18年12月12日に賞与が支給されていたが、会社が届出を忘れていたため、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該標準賞与額について、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2006年12月度賞与明細」(写)及び同社の陳述により、請求者は、平成18年12月12日に同社から68万7,300円の賞与を支給されていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成18年*月*日から平成19年*月*日まで)に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申し出を行ったことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、事業主が請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したことにより、当該期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、社会保険庁長官(当時)に申し出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われぬ旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細(写)における賞与額から、68万7,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600205 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600113 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社本店 (現在は、B 社) における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の C 社 D 事業所 (現在は、B 社) における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者の E 社 F 事務所 (現在は、B 社) における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者の A 社本店における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者の A 社 G 支店 (現在は、B 社) における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 49 年 5 月 1 日から昭和 52 年 6 月 3 日まで
③ 昭和 52 年 6 月 3 日から昭和 56 年 3 月 6 日まで
④ 昭和 56 年 3 月 6 日から昭和 62 年 4 月 9 日まで
⑤ 昭和 62 年 4 月 9 日から平成 2 年 2 月 6 日まで

請求期間①については、A 社本店において昭和 49 年 4 月 1 日 (入社日) の初任給は約 11 万 7,000 円となっていたはずである。

請求期間②については、C 社 D 事業所において給与に比べて標準報酬月額が大幅に少ない。

請求期間③については、E 社 F 事務所において現場勤務で各月の残業時間が約 80 時間ないし 100 時間発生しており、給与は標準報酬月額の 2 倍となっていた。

請求期間④については、A 社本店勤務及び労働組合委員長として専従していたため、給与と標準報酬月額に大幅な相違がある。

請求期間⑤については、A 社 G 支店において総務課長を拝命しており、給与に比べて標準報酬月額が著しく低い。

調査の上、請求期間①から⑤までの標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、昭和49年4月1日（入社日）の初任給は約11万7,000円となっていたはずであり、この額は同年7月分の新給与で、同年4月から同年6月までの給与の差額を精算した結果による旨主張しているが、B社は、当該期間に係る賃金台帳等の関連資料を保存していない旨回答している上、請求者は、当該期間に係る給与明細書等の関連資料を所持していないことから、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A社本店に係る事業所別被保険者名簿に記載された請求者の当該期間の標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、遡って標準報酬月額が訂正されるなどの不自然な処理が行われた形跡も認められない。

さらに、A社本店において、請求者と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同期入社と同僚9名の資格取得時の標準報酬月額は、いずれも請求者と同額であることがオンライン記録により確認できることから、請求者のみが当該同僚9名の取扱いと異なっている特段の事情はうかがえない上、当該同僚9名に照会したところ、請求者を記憶している8名から回答を得られたが、自身の給与に比べて標準報酬月額が著しく低いと回答した者はいない。

2 請求期間②について、請求者は、当時の給与に比べて標準報酬月額が大幅に少ない旨主張しているが、B社は、当該期間に係る賃金台帳等の関連資料を保存していない旨回答している上、請求者は、当該期間に係る給与明細書等の関連資料を所持していないことから、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、C社D事業所に係る被保険者原票に記載された請求者の当該期間の標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、遡って標準報酬月額が訂正されるなどの不自然な処理が行われた形跡も認められない。

3 請求期間③について、請求者は、当時は現場勤務で各月の残業時間が約80時間ないし100時間発生しており、給与は標準報酬月額の2倍となっていた旨主張しているが、B社は、当該期間に係る賃金台帳等の関連資料を保存していない旨回答している上、請求者は、当該期間に係る給与明細書等の関連資料を所持していないことから、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、E社F事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された請求者の当該期間の標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、遡って標準報酬月額が訂正されるなどの不自然な処理が行われた形跡も認められない。

4 請求期間④について、請求者は、当時は労働組合委員長として専従していたため、給与と標準報酬月額に大幅な相違がある旨主張しているが、B社は、当該期間に係る賃金台帳等の関連資料を保存していない旨回答している上、請求者は、当該期間に係る給与明細書等の関連資料を所持していないことから、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額及び厚生年金

保険料控除額を確認することができない。

また、A社本店に係る事業所別被保険者名簿に記載された請求者の当該期間の標準報酬月額、オンライン記録と一致しており、遡って標準報酬月額が訂正されるなどの不自然な処理が行われた形跡も認められない上、H健康保険組合から提出された適用台帳の写しに記載された請求者の標準報酬月額もオンライン記録と一致していることが確認できる。

- 5 請求期間⑤について、請求者は、当時は総務課長を拝命しており、給与に比べて標準報酬月額が著しく低い旨主張しているが、B社は、当該期間に係る賃金台帳等の関連資料を保存していない旨回答している上、請求者は、当該期間に係る給与明細書等の関連資料を所持していないことから、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A社G支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された請求者の当該期間の標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、遡って標準報酬月額が訂正されるなどの不自然な処理が行われた形跡も認められない上、H健康保険組合から提出された適用台帳の写しに記載された請求者の標準報酬月額もオンライン記録と一致していることが確認できる。

- 6 このほか、請求期間①から⑤までについて、請求者の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑤までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600231 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600115 号

第 1 結論

請求期間について、A社又はB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 8 月から平成 4 年 3 月まで

私は、請求期間について、A社又はB社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたのに、当該期間に係る厚生年金保険の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者のA社及びB社における雇用保険被保険者記録は確認できないところ、A社の事業主は、請求期間当時、請求者は下請会社であるB社の従業員であり、A社において請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出は行っていない旨回答・陳述している。

また、請求期間においてA社に係る厚生年金保険の被保険者記録を有する同僚 13 名に照会したところ、回答を得られた5名のうち、請求者を記憶している3名は、いずれも請求者は下請会社であるB社の従業員であった旨回答・陳述している。

さらに、A社に係るオンライン記録によると、請求期間において、請求者の氏名及び請求者が同僚として挙げた3名の氏名はなく、請求期間当時に同社が加入していたC健康保険組合は、同社における請求者の加入記録は見当たらない旨回答している。

一方、B社の事業主は、期間の特定はできないものの、請求者が同社に正社員として勤務していた旨回答している。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、厚生年金保険の適用事業所となったのが、請求期間後の平成 26 年 4 月 1 日であり、請求期間において厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる上、同社の事業主は、請求期間当時、同社が厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している。

また、B社は請求期間当時の資料を保管していないため、請求者の請求期間に係る具体的な勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社の事業主は、請求者が氏名を挙げた前述の元同僚3名も正社員として同社に勤

務していた旨陳述しているところ、当該3名については、連絡先等が不明により特定できず、請求期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、A社又はB社における請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料をA社又はB社の事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。